

第143回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年11月18日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔 | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員 2番 前 田 福 夫
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業取締担当) | 小 埜 田 明 |
| 〃 | 課長代理 (課務担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 主 任 (漁業調整担当) | 早 川 浩 一 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 松 川 敦 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 12番 川 村 松 男 13番 山 下 奉 也
- 8 報告事項
- 9 議 案
- (1) 伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)
 - (2) とびうお流しまき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の有効期間について (知事諮問)
 - (3) くろまぐろ (大型魚) の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領について (知事諮問)
 - (4) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について (1~5月)

(5) 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後1時45分 開会)

事務局長	出席状況の報告。本日は、2番前田委員が欠席、その他14名出席（6番の佐々木委員ウェブ参加）。 資料の確認。 それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。
会長	皆さん、こんにちは。11月に入りましてから急激に新型コロナの感染者数が減りまして、収束の兆しが見え始めてきたのかなど、ありがたいことに本日はこの島しょセンターでの開催となりました。 12月の委員会の定番となる5件の議案について協議を進めてまいります、久々の対面の会議となりますし、議案以外にも沖縄本土から始まった軽石の漂着について、水産課からの情報提供もあります。委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願ひいたします。 それでは、議事に入りたいと思ひます。 まず、本日の議事録署名人をお願ひします。順番によりまして、12番の川村委員、13番の山下委員にお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。
12番、13番委員	はい。
会長	よろしくお願ひいたします。 では、早速に報告事項で事務局からお願ひいたします。
事務局長	まず、冒頭申し上げました福徳岡ノ場の関係につきまして、水産課長から報告を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。
水産課長	【報告】に基づき説明。
会長	どうもありがとうございます。質問やご意見ございますでしょうか。
4番委員	ちょっといいですか。
会長	はい、関委員。
4番委員	フェンス張るのはいいことだと思うけれども、ちょっと駄目だと言ったの。 もう、漁船が沖へ出ているのに、張るって言っているでしょ。港に入るのに、またどかさなければ。この後、多分低気圧が来て時化になるから、それまで待てと止めているのですよ。何か役所は閉めたがっているのだよね。いろいろな所から電話がきて、オイルフェンスを張るといふ話だから。

水産課長	そうです。
4番委員	その閉める前に、その閉めた場合、操業の影響を先に話をしないで、ただ閉めることだけ考えて、何を考えているのかとなってしまう。情報が出ているのに連絡も来ないし、もうちょっとしっかりしてもらわないと困る。情報はやはりすぐ出してもらいたいような指導をしてもらいたいと思う。よろしくお願いします。
水産課長	分かりました。港湾局には今の状況をお伝えしておきますので、よろしくお願いいたします。
10番委員	報道では、神津島の港にフェンスを張るという話なのですがけれども、神津の場合は2港あって、今、多幸湾のほうをメインに使っているもので、前浜のほうは今この時期になるともうほとんど係留する船がない。それで、影響はないだろうということで港湾局と相談してオイルフェンスを張るということになった。 ただ、その港にオイルフェンスを張るという報道だけ流れて、漁業のほうにどういう影響が出てくるかというところは置き去りにされているような気がするのですがけれども、そこはまた港湾局とも相談しながら神津島はやったということですので、問題ないようにやっております。
1番委員	だけどさ、八丈では、港湾局から「どっちへ張りますか」と来ているのですがけれども、それをいきなり張ったということでしょう、他のところは。
10番委員	神津島の場合はいきなりではない。相談して。
1番委員	前から相談に来ているのだけれども、やはり流れてきたら、港に入れて重機で取りたいというから、それは、もう、さっき関さんが言うように、漁船は船止めですよ。それを、簡単に「はい、来たから」と言ってもね。
10番委員	その直前に来るまでは、ちょっと待ってくれとは、港湾局とは相談しながらやっている。漁業だけではなく、貨物だとか客船だとかにも影響の出てる話なので。港湾では、そこは、うちらと話しして、そのように理解してやってくれています。 1度港の中に入ってしまうと、撤去が大変だということ、費用がかさむというのが、港湾局のオイルフェンスを張りたい理由みたいです。そういう状況から、神津の場合は西から来るのではないかとすることを想定して、「では、張ってください」ということで張ったと。
1番委員	まあ港に船がないからいいけどね。
10番委員	そうです。船がいたら、うちらも張ってくれという話もできなかったのですね。
1番委員	こっちは船もあるのだから、出るなということになると大変ですよ、これ。
4番委員	前浜は誰もいないの。

10番委員	いない。もうこの時期になると西風がやはり強くなってしまって、港内も状態がよくないので、みんな多幸湾に避難してしまっている。
4番委員	何か話しすると、港湾が閉めたがって、港は港湾のものだからいいけれども。沖へ出たらどうするのだと言っているけれども、「いや、閉めるのだ」と、そんな考えです。
10番委員	特殊な状況で、各漁協によって状況が違うので、報道でも説明してくれれば一番いいのでしょうけれどもね。何かもう「一律全ての漁港を閉めてしまいますよ」みたいなニュアンスの報道をされてしまったので、そういった勘違いでは。
1番委員	だけど、そういう説明ですよ。港湾は、閉めろと。そしたら、出るなということになってしまうのだよね。
4番委員	うちのほうは、他県の船も入ってくるから、その問題もあるわけ。多分、明日には港に戻ると思うのだけれども。
1番委員	だから、一応漁船も出すような考えのオイルフェンスを張ってくればいいのだけれども。ちゃんとうまい具合に対応してもらわないと、どうにもならないよな。その点よろしくお願いします。
会長	他にいかがでしょうか。事務局、いかがでしょうか。
事務局長	ございません。
会長	報告事項は終わりましたので、議事を進めたいと思います。議案5件です。議案の1が「伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」、お願いいたします。
事務局長	【資料1】の諮問文朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。
会長	ありがとうございました。 質問、ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。
事務局長	続きまして、議案の2で、「とびうお流しまき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の有効期間について（知事諮問）」、お願いします。 【資料2】の諮問文朗読。

水産課	<p>【資料2】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。</p>
会長	<p>ありがとうございました。とびうお流しまき網漁業についてです。すみません、非定数漁業というのは、あらかじめ操業隻数を決めていないということですか。</p>
水産課	<p>そのような理解で間違いありません。</p>
会長	<p>ご意見いかがでしょうか。よろしければ。</p>
10番委員	<p>どういう漁法なのでしょう、これ、初めて聞くのですけれども。</p>
会長	<p>どういう漁法であるのか。</p>
10番委員	<p>この流し刺し網と流しまき網の違いがよく分からないので、ご説明してもらえませんか。</p>
水産課	<p>よろしいですか。流し刺し網と流しまき網、ちょっと似ている部分はあるのですけれども、流しまき網についてはナツトビウオを対象にしたもの。</p> <p>漁具の違いとしては、流し刺し網はカーテン状の網に対して、流しまき網については、その一方の末端にカマ網といって、ちょっと巻くような部分が付属してつけられている。ちょっと言葉で説明するのは非常に難しいのですが、同じようにトビウオを対象とするが、ナツトビウオを対象にした漁法ということで、最近では操業実績が少なくなっています。</p>
会長	<p>イメージわかりますか。</p>
1番委員	<p>一番元受けへ入るところと、そのカマのところに入るところを、網をくっつけてしまう。それでつぶしてとるといっているので流しまき網。</p>
4番委員	<p>ハマトビウオと同じだよな。ハマトビだってカマするもの。</p>
1番委員	<p>だけど、カマの深さが350ぐらいあるかな、目が。</p>
10番委員	<p>メーターですか。</p>
1番委員	<p>カマの目数で。だから、ハマトビの刺し網も120、130のカマを使うけれども。ナツトビは目数が長い。網のやり方も潮に逆らって真っすぐに流していくから、ハマトビと違うところ。</p>
10番委員	<p>最終的にそのカマ網が閉じるか閉じないかの違いということだね。</p>
1番委員	<p>そうそう。</p>

10番委員	分かりました。
会長	では、ご意見もないので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。 続きまして、議案の3です。「くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領について」、こちらも知事諮問です。
事務局長	【資料3】の諮問文朗読。
水産課	【資料3】の諮問文以降、説明。 引き続き【資料3-1】を説明。
会長	ありがとうございました。事務手続きが早くなるというのはいいことですが、ご意見いかがでしょうか。
3番委員	では、いいですか、ちょっと1点。今、大型魚だけということなのですが、小型魚のほうは、従前どおりのやり方という理解でいいのですか。
水産課	大型魚については、最近の漁場形成が非常によく、水揚げもいいと。毎年追加配分を受けて、それで操業に支障のないようにしてきたのですが、その期間がかかり過ぎることから、こういった形で対応することにしました。 小型魚については、最近漁場形成の状況があまり思わしくないということもあり、枠も余っている。消化率もせいぜい20から30%程度の消化率ですし、今すぐに、こういった規定が必要かなということで、今回は大型魚に限って、要領を設定しております。 また、小型魚についても、同様の状況が見られるようでしたら、同様に対応したいと思います。
4番委員	すみません、そうすると、22日ぐらい早くなるの。
水産課	相当早くなります。
4番委員	もっと早くならないの。
水産課	最低限の日数はちょっと勘弁いただきまして。
4番委員	大分違うと思います。ありがとうございました。
水産課	いえ、ありがとうございました。
会長	3月ぎりぎりのときに、締め切りが近づいて、どうしてくれるのだという話だったかと思います。
10番委員	こういう形ですぐに出れば、漁業者としてはありがたいので、助かります。
会長	異議もございませんでした。原案どおりで決定したいと思います。どうもありがとうございました。

	<p>続きまして、議案の4、「伊豆諸島海域における浮はえ縄漁業の委員会指示について」、1から5月です。お願いいたします。</p>
事務局長	<p>【資料4】に基づき説明。</p>
会長	<p>資料の説明が終わりました。いかがでしょうか。ご意見ありましたらお願いします。</p>
11番委員	<p>いいですか。水揚げの主と従というのは、これはどういうことなのですか。</p>
事務局長	<p>主体的に水揚げする港になります。</p>
11番委員	<p>では、例えば小笠原だったら小笠原と書くとか。</p>
事務局長	<p>そうです、はい。</p>
会長	<p>これは前からあるのですよね。</p>
事務局長	<p>そうです。従は他港水揚げというような形で。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。他にはないようです。原案どおりと決定いたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案の5、「伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について」、お願いします。</p>
事務局長	<p>【資料5】に基づき説明。</p>
会長	<p>何かご意見ございますか。今日、午前中に小委員会を行ったということで。</p>
3番委員	<p>座長の岩田です。午前中、海面利用小委員会を開きまして、この件につきまして、検討をお願いしました。結果的には遊漁関係あるいは遊漁船関係の専門委員の方から特に異論はなく、これで問題ないだろうということで結論が出ましたので、ご報告いたします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。何かご質問ございますか。ありませんね。異議がないので、これも決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>今日の予定した議案5件が終わりました。その他ですが、何かあれば、お願いいたしますが。</p> <p>それでは、最後の「その他」ですね。事務局、お願いします。</p>
事務局長	<p>次回の予定になります。</p> <p>来週の月曜日になりますが、太平洋広域漁業調整委員会、有元会長が代表委員ですが、ウェブで開催されることになってございます。まず、午後1時半から太平洋南部会、それから3時半から本委員会が開かれます。</p> <p>議題につきましては、「太平洋南部キンメダイ」について、それから、「マサバ太平洋系群」、そして「太平洋クロマグロ」やTAC魚種拡大に向けたスケジ</p>

	<p>ユール等となっております。</p> <p>昨日、有元会長には事前に資料が送られてございます。聞いているところでは、キンメダイについて島回りが行われたということ、資料はその際に皆様方、新島、神津、三宅、八丈の委員の皆様、多分ご覧になっているかと思えます。資源管理の強化や水産庁の今後の考え方等が審議予定でございます。</p> <p>有元会長が代表委員ですので、何かございましたら会長から。</p>
<p>会長</p>	<p>この広域委員会では、いつも会長からは「東京都のご意見いかがですか。何かありますか」と必ず聞かれます。既に、浜回りでご意見、発言された方がおいでと思いますが、追加で発言すべき内容があれば、ご意見聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>10番委員</p>	<p>今回、水産庁の方が島に来て、今後の資源管理のスケジュールについてという話で、その内容は3割削減、それまでは5割削減という中身でしたが、最近では2割から3割という内容に変わってきたみたいです。いずれにしても、その何割削減というのは、当面やらないでくれとお願いしました。</p> <p>その理由は、今、コロナのパンデミックで原油も上がっている、そのようなコロナの問題とか、あるいは地球温暖化の問題もあり、他の資源で代わるものがなくなってきている。2割削減すれば、それに代わる何かで収入を得なければいけないわけですね。それを得るのにイセエビやテングサというのも、磯焼け等で壊滅状態になっている。2025年までにやるというスケジュールらしいが、当面はやらないでくれとお願いしました。</p> <p>加えて、今は資源が減っているのではなく、数字だけの評価ですけども、島回りで問題になっているのは、イルカの食害ということです。イルカが出ると、もう操業を打ち切って帰ってくるということが度々ある。今年は特にそういったことが年間通してあったもので、当然、その分の水揚量は減ってくると思うのですよ。その辺をこの資源評価の中に入れてもらって、ちゃんとしたその資源評価にしてもらえるような話をしました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他の三宅、八丈、いかがですか。</p>
<p>1番委員</p>	<p>水産庁とは揉めるだけです。さっき神津が言ったように、当分はそういうことは、ずばり決めないというお話があったのですが、中々調整は大変です。</p>
<p>会長</p>	<p>その5割削減と言っていたのを、2割や3割と変わったのは、浜の声が届いたと考えていいですか。</p>
<p>1番委員</p>	<p>いや、片方で減らせ、片方で増やせと、水産庁は両方の権限があるから。後継者の船なんか増やせないよというお話まで出たけれども。だから、そういう問題で、中々その調整するということは。また、八丈海区のほうは、他県船との競合ですからね、他県の皆さんと競合していますから。そこの調整をどうするのかというお話をしましたけれどもね。</p>
<p>会長</p>	<p>漁業者も集まっていたいただいて話をしたということですか。</p>

1 番委員	そうそう。
4 番委員	漁業者は集まるけれども、ほとんど言わないよ。
1 番委員	漁師さんはしゃべらないですよ。しゃべれないよ。
4 番委員	やはり、東大出の漁師は頭がいいよね。1人で2時間しゃべっていました。
1 番委員	だけど、これも何回もやらないと無理だよ。
4 番委員	三宅で生まれて、漁師始めて色々な漁をやってきた。後継者も増やしているけれども、毎年1人か2人。ずっとこのところやって、あと10年持つかなというのが俺の考え方なのだけれど。魚が潮によって違う、小さくなっています。なぜ、三宅が「縄数1本」で生活ができて、他の島は「2本」で、それは水産庁に言いましたよ。他県船や他の島が「1本」でできないのか理解できない。あと、水産庁に対して、東京都の漁業者は結構努力しているよ。時間も制限して、色々と制限してさ、なぜそこで、要するに東京都の漁師が7月、8月に休漁日を設定しているのかだよ。
1 番委員	うん、うん。
4 番委員	操業は9時までしかできないのですよ。俺らは9時に帰るのですよ。だけど、決めたことはしょうがない。他県船なんかは、12時までやっているのですよ。それを調整しろと言った。なぜ、地元の船が止めている、9時には帰っているのに、他県船は12時までやらせるのだと、俺は強く言ったよ。それだって、絶対おかしい、資源管理ではない。東京都の漁業者が資源管理しているのに、例えば下田の船が12時までやっている。それは資源管理ではないよ。それなのに、下田の漁協は水産庁から資源管理していますと立派な感謝状をもらっているわけですよ。自分たちのところは全部食い尽くして、よそに来てやっているような状態でね。なぜ、他県船は東京の地元ルールを守らないのかと文句を言った。
10番委員	それは、うちのほうでも水産庁にお願いしたのですけれども。
4 番委員	うん、言ってやった。
10番委員	やはり水産庁として中立な立場なので、できないと。東京都の海域に来たら東京都のルールでやってください、やってくれるようにと。水産庁には、トップダウンで言ってくれと言ったのだけども。水産庁は逃げ腰で、中立な立場ということで逃げてしまった。
1 番委員	いや、水産庁は逆に「下手すると訴えられますよ」と言われたよ。いや、俺、はっきり言って、一番先に資源管理すると言ったら、底立てはえ縄を減らせと。自然に減っているけれども、かばうのだよ。俺らには、最後にカツオでも釣れと言ったよ。
10番委員	底立てはえ縄にもやはり資源管理に入ってもらいたいと思います。我々は、

	<p>道具1本だ、2本だ、釣り針は何本だという中でやっているのですね。</p>
1番委員	<p>だけど、底立てはえ縄ももう7隻ぐらいしかない。一時は30隻ぐらいあったのだから、その頃は年間2,000トン位とっていたのだから。それが35年経っているのだから。「もう、その場所は荒れてどうにもならなくなっているのだから、そこは廃業させるよう」言ったけれどもね。</p>
10番委員	<p>底立てはえ縄も許可で、大臣許可もそうだけど、取り上げる場合には、よっぽどの理由がない限りはできないでしょうから。</p> <p>でも、ある程度、「釣り数制限」とか「縄の本数制限」とかいうもの、資源管理をもう少し規制を強めてやってもらうべきだと思いますね。</p>
4番委員	<p>結構言ったけれども、やっているかどうか知らないけれども、結構言ったよ。</p>
1番委員	<p>もう少なくなったけど、キンメ船も、捨て縄だって回収する気力がないですよ。だから、もう浜には捨てっ放しですよ。</p>
10番委員	<p>水産課はその辺どうなのですか。</p>
水産課	<p>底立てはえ縄の許可については、「枠を設けて新規は認めない」という中で、先ほど田中委員もおっしゃいましたけれども、かつて何十隻もいたものが今は実質枠としても減っているし、許可船も十数隻あっても実際操業しているのもわずかということです。新規を認めない、漸減方式という中で徐々に減っていくのを待っているという状況でございます。規制という意味では、そういう形で自然消滅するまでとは言いますが、新たには増やさないという中で取り扱っています。</p>
1番委員	<p>だけれど、この伊豆諸島を制限管理すると言ったら、「他県船は。ここの東京都の海域に入ってくるのだから、みんな許可制にしないと、水揚げも全部調査できない」というのは言っておいたよ、水産庁には。分からないもんね、どこで獲っているのか。そういう話もしたけれども。</p>
10番委員	<p>いずれにしても、その自然消滅するかしないかは別としても、やはりこれだけ資源管理をなさないとこれを水産庁も言っているのであれば、やはり何らかの規制なりしないと不公平になってしまうと思う。その辺は水産庁ともかけ合って、資源管理をやるのであればということで、規制の枠を何か考えてください。</p>
1番委員	<p>だから、東京都が考えないと、東京都が許可出したのだから。水産庁、そういうような考えだよ。我々、国からは言えません」と言ったものね。</p>
水産課	<p>底立てはえ縄の許可を出している立場、またキンメの資源管理をやる立場で、最近ちょっとコロナの関係で開けていませんが、底立てはえ縄の漁業者の話合い、向こうには、その資源管理を呼びかけて中断してしまっている状況だと思います。そこを、そろそろ開催も見据えて、キンメ協会のほうにも話をしつつ、キンメの資源管理、何かしらの取組ができないかと呼びかけていきたいと思っています。</p>
10番委員	<p>ちょうどいい機会だと思います。水産庁が音頭取ってやろうとしていることな</p>

	<p>ので、東京都としても逆にやりやすいのではないかなと思う。何かそういった規制を考えてください。</p>
4番委員	<p>今このコロナが収まっているうちにやって。コロナが始まると難しいから、収まっているうちに。</p>
水産課	<p>今のうちにやったほうが良いということですか。</p>
4番委員	<p>うん。</p>
会長	<p>ご意見をありがとうございました。事務局とも話をしているのですが、会議で何か決まっている話でもなく、これからまだ続く話でもと思いますので、情報を出し合いながら、勉強しながら考えていく機会があるといいなと考えています。</p>
10番委員	<p>すみませんが、違う話題でまた続けてしまっていていいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
10番委員	<p>クロマグロの件なのですが、前回の委員会で遊漁からクロマグロについての要望が出ているということが、何か載っていたのですけれども、その中身をちょっと教えてくださいと頼んだと思います。</p>
事務局長	<p>東日本ブロック会議の取りまとめというか書面議決をしております。本日、色々議題も多いため、次回の内容とも調整しながら、お伺いした上でご説明しようかなと思っていました。具体的には、クロマグロについての要望事項は、北海道から三重までの海区から、新規に7つ出ております。</p> <p>その中、遊漁については、特にクロマグロに限ったことではなくて、海面利用全般で、福島海区と静岡海区から、「プレジャーボートの組織化」の要望。個人個人の行動は把握できないため、遊漁者の把握と組織化、これを国に対して整理するよという要望になっています。クロマグロについても同様で、やはり遊漁船業者については登録が都道府県のため、ある程度指導はできるけれども、いわゆる個々のマイボートについては、同じような課題があり、組織化を国として進めるよという内容になっています。</p>
10番委員	<p>それはそれとして、問題解決してほしいのは、遊漁船業者が遊漁者に対してクロマグロを釣らせているというのがありますよね、日本海から北海道にかけて。我々漁業者は報告義務があるわけですね、どの海域でどれだけ獲ったという。ところが、遊漁船が釣らせている遊漁者に対する規制が、報告みたいなものがあんまり定かではないということ。</p>
事務局長	<p>一応、国の広域委員会指示で、大型魚については報告義務がございます。その後、あまりにも報告量が多くなったということで、現在は一切禁止ということになっています。漁船の場合は漁業者が報告しますが、遊漁船の場合は遊漁船業者ではなくて、釣った個人個人に任されているという方式です。</p>
10番委員	<p>その辺、有元会長にお願いしたいのは、これだけ資源管理をやろうと言ってい</p>

	<p>る中で、その曖昧さが残るような形ではなく、しっかりと資源管理の報告ができるようなシステムを作ってもらいたい。それは遊漁者にだけでなく、遊漁船業者にもその報告義務みたいなものをつけて、どの海域でどれだけとったという報告をさせるようなことをしてもらいたいと思っているのです。</p> <p>遊漁船は、船の上でもう解体して、自分の家で食べる、あるいは誰かにあげるとか売るといような状況にして、まるっきり報告していないということも聞いているのですよ。そういう報告義務を、二重に網かけるといようなか、そういう要望を次回の広域委員会の中でも、言っていただければありがたいと思うのです。</p>
事務局長	<p>もう捌いて、節なり冊にして自分のクーラーボックスに入れてしまえば、残りは捨ててしまえば分からないという形ですね。</p>
10番委員	<p>そう。そういうことがどうもあるみたいなのですね。その辺を問題提起といようなか、そういう話を出していただいて、ちゃんと資源管理、数量がはっきり分かるような形にってもらいたい。我々漁業者に、我々がやっているようなことでやってもらえるような話をしてもらえれば、よりちゃんとした資源管理になるのではないかと思う。</p>
会長	<p>漁業者と同じレベルでの報告をしてもらえるように。</p>
10番委員	<p>どういうふうにしたらいいかと、広域の中で、水産庁を交えて話しするのかといようなことの問題提起をしてもらいたいなと思います。</p>
事務局長	<p>結構、遊漁者の人たちのSNSでブログ等の投稿を見ていると、自分たちの枠をくれとか、追加枠は自分たちの分だとか、漁業者ばかり優遇だみたいなのがあるが、その辺についてはやはり漁業者にも枠をと。</p>
10番委員	<p>不特定多数の人に枠を与えるということはどうなのかなと思うのですよ。我々は、もう特定されているわけですよ。だから、当然ちゃんとしたものを上げなければということ義務付けられてやっていますよ。果たして、遊漁者の場合、誰に何トン与えることになるのかといようなのが定かでないわけですよ。誰がどれだけとったのか、分からなくなってしまうわけですよ、解体されて報告がなければ尚更に。</p> <p>なので、遊漁者の個々に与えるべきではないと思います。</p>
会長	<p>その辺り、先ほども遊漁者の組織化が進まないといような点につながってくると思うのですよ。遊漁船でカバーすればいいけれども。遊漁船ではなくて自分の船で遊びに行っている場合はどうするのだと。</p>
10番委員	<p>その辺は、午前中の会議でも出たのですが、プレジャーボートの組織化といようなか、そういうところに取り組んでもらわないと、ちょっくらちょっつとで解決できる問題ではないと思うのですよ。少なくとも、その遊漁船で遊漁としてクロマグロをとる場合に限っては、義務付けといようなか、ちゃんとしたものにしていただきたいといようなことをお願いしてもらいたいと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>クロマグロについては、太平洋広域の本委員会、機会があるかどうか分かりませんが、特に皆さんからの状況の報告はしたいと思っております。 全漁調連の要望事項については、次回に委員会で改めて報告するという事でございます。 これでよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>最後に「その他」ということで、次回の委員会ですが、12月16日の木曜日の2時という事で考えてございます。今の状況から、対面できるかなということと、あと対面ですが、やはり従来の都庁では非常に手狭で密になってしまうため、最初からこの島しょセンターでということと考えております。 議案につきましては、5つございまして、まず、小笠原地区の共同漁業権の免許申請の知事諮問がございまして、2番目として、ハマトビウオの数量目標について。それから、遊漁者のひき縄釣り関係の委員会指示。4番目として、火光利用とびうお漁業の委員会指示、最後にいか釣り漁業の委員会指示の議案となっております。 その他の今後の予定ですが、広域漁業調整委員会関係が11月22日にございまして。そして、一応前日の15日で水産課が日程調整中ということで、資源管理型漁業推進協議会、こちらの委員を兼ねておられる方はご予定をと思っております。 一応以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、これもちまして、第143回委員会を終了したいと思います。 久しぶりの対面開催となって、生の声を聞くことができましたし、どうもありがとうございました。 次回もこの形で島しょセンターで対面ということ、また都合の悪い方についてはウェブでも可能です。</p>

(午後3時10分、会長、第143回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)